

第2580地区

東京セントラルパークロータリークラブ

The Rotary Club of Tokyo Central Park

Weekly Report

2015～2016年度スローガン

『味わおう！ ロータリーの楽しさを 家族と共に』

第18回（通算1571回）2015年12月15日

本日の例会

- | | |
|--------------------------|----------------|
| 〈1〉 開会点鐘 | 〈6〉 出席状況報告 |
| 〈2〉 ロータリーソング「それでこそロータリー」 | 〈7〉 メークアップ報告 |
| 〈3〉 会長報告 | 〈8〉 委員会報告 |
| 〈4〉 ビジター紹介 | 〈9〉 ニコニコBOX 報告 |
| 〈5〉 幹事報告 | 〈10〉 閉会点鐘 |

本日の卓話

本日の卓話 「ローターアクトの楽しみ方 ～挑戦と発展～」
地区ローターアクト広報委員長 山本 康博 氏

次回の例会 〈12/22〉
「2015-2016年度 家族親睦忘年会」
～ 八神純子コンサート ～

◆◆◆ 先週の例会記録 ◆◆◆

2015年12月8日 第17回(通算1570回)
 開会点鐘 牧野会長 B1「白鳳の間」
 *ビジター紹介 1名 杉田 純様(東京新都心RC)
 *ゲスト紹介 1名 李 恩珉さん(米山奨学生)
 出席 19名 欠席 11名 (免除者 2名)
 出席率 67.85% 補正出席率(11/17) 85.71%

◆◆◆ 幹事報告 ◆◆◆

1. 28年1月12日の新春例会の出席表を早めに提出ください。
2. 28年1月になりましたら、地区大会登録費 ¥10,000 を徴収しますので、よろしくお願い致します。なお、地区大会は全員登録ですので、欠席でも登録費はかかります。ぜひ、皆さん出席しましょう。

◆◆◆ ニコニコBOX 報告 ◆◆◆

鈴木会員:家内の誕生日の御花、有難う御座居ます。
 牧会員:お誕生日のお祝いありがとうございました。
 年末です、皆様体調管理お気を付けて下さい。
 前田会員:河東さん、色々お世話になります。懲りませず よろしく。
 榎本会員:早退します。(忘年会のお金を集めたので)
 深谷会員:ニコニコと。

今週の合計 5件 22,000円
 今年度の累計 570,299円

下半期会費払い込みのお願い

2015-16年度下半期会費(1月~6月)18万円を平成28年1月15日までに下記口座にお振込みを お願いいたします。

〈振込先〉

みずほ銀行 中野支店 普通 8215698
 東京セントラルパークロータリークラブ

12月は
 疾病予防と治療月間

◆◆◆ 先週の例会より ◆◆◆



ベネファクターの認証を受ける深谷会員。



皆出席表彰の榎本会員、渡辺会員、松林会員。



11月ニコニコ大賞の原田会員。



12月の米山奨学金を受ける李さん。

◆◆◆ 2016年1月例会予定 ◆◆◆

5日	年始例会休会日
12日	「新春会員懇談会」
19日	「RID2580における 職業奉仕活動とは？」 中川雅雄氏(浅草RC)
26日	「未来の子供たち」 長島和子氏(臨海東RC)

◆◆◆ 先週の卓話 ◆◆◆



「イニシエーション・スピーチ」

河東宗文会員

- 1 平成27年9月から、入会させていただいた河東宗文です。あらためて、お誘いいただいた前田様に感謝するとともに、これからもよろしくお願い致します。
- 2 生まれは、東京都中野区新井町であり、新井薬師の参道ともなっている薬師銀座(現在のアイロード)から少し入ったところで生まれました。新井薬師は、お薬師さん、薬師如来で、病気の平癒ですが、特に眼にご利益があるということで、アイ・ロードのアイは、愛と目のeyeをかけています。小学校のときに杉並の成宗、今の成田西に引っ越して以来、司法修習生、裁判官のときに地方に住んだ以外は、杉並に住んでいます。今は、阿佐ヶ谷南に居住しています。
趣味は、将棋(5段)、仏像の鑑賞などです。将棋は、大学時代も、将棋部に所属しておりましたが、大学院への進学、司法試験の受験、裁判官任官へと進む中で、指すこともなくなりましたが、5～6年前に誘われてから復活することとなりました。復活したものの、将棋自体が変わってしまいました。将棋が変わったといっても、ルールが変わったということではありませんが、将棋の考え方自体が根本的に変わっていて、このことは将棋を指される方であれば、理解していただけたと思います。
東京の弁護士会には、東京大学法学部を出られた異色の片上大輔6段に年に3回程度、指導にきていただいています。仏像鑑賞の方は、あまり時間もとれませんが、今年は、春に善光寺、秋に高野山に行ってきました。善光寺は未年で7年振りの御開帳ということで、物凄い混雑でした。「御開帳」というので、ご本尊を拝めるとしたら、ご本尊は絶対秘仏ということで、「お前立ち」を「前立本尊」として御開帳するということでした。高野山は、開創1200年であり、ご本尊を初めて開帳するというので、紅葉のシーズンで土日もあるって、これまた大混雑でした。
- 3 現在は、弁護士をしており、アース法律事務所所長、東京都公害審査会委員、東京簡易裁判所調停委員、杉並警察署協議会(会長)等をしています。裁判官退官後に弁護士になりましたが、弁護士になってからは、少しずつ、環境問題に関わってきました。「アース」法律事務所という名前も、環境ということを意識して、名づけています。また、東京都公害審査会の委員をしていますが、それも、その流れの中にあります。
弁護士の地位の低下はひどいものがあり、何でこんなことになったのか、折角苦労して司法試験に受かったのにと正直思います。
- 4 さて、30年以上になる法曹生活の中で、心に針が刺さったままになっている事件、心の底におりとなってたまっている事件や、いまだに納得できない事件があります。その幾つかをここで話してみたいと思います。
- 5 まず家庭裁判所における少年審判の中で、少年の母親から、「あなたの様なエリートには、このような子どもを持った親の気持ちなどわかりませんよ。」と言われた事があります。ふて腐れた様な態度の少年の横で、冷やかに言われました。そのお母さんは、何を言いたかったのでしょうか。「あなたみたいなエリート」とは何か？私自身、一度も、自分がエリートなどと考えたこともありませんが、一般の人からは、そのように見えるのでしょうか。それとも裁判官というだけで、そのようにみられるのでしょうか。あのお母さんは、「世の中には、色々な子どもがいるんだ。勉強のできない子どももいる。そういう子どもが、小学校のときから、学校で相手にされなくなっていく気持ち、あなたにはわかるのか。」「聞き分けの悪い子どももいる。そういう子どもを育てたことがあるのか。」「あなたの家庭では、父親はちゃんと、お金を入れてきたんでしょ。私は、働かなければならない。

子どもに手をかけたたくてもかけられない。貴方には、そういうことがわかるのか。」「あなたは、苦勞したことが、ないでしょ。世間知らずでしょ。」とか。一般人からみて、自分という裁判官は、どうみえているのか、裁判官は、経験したことのないことでも想像力で補いますが、自分には想像力が欠けているのだろうか。少年の母親から言われた言葉は、何故か忘れることができないものがあります。

- 6 少年事件以外にも、通常の刑事裁判も担当していましたが、否認事件もありましたが、死刑判決の様な深刻な事件はありませんでした。死刑であれば、判断を間違えたら大変です。それでもやはり少年審判の中で、判断を誤ったのではなかろうかと、ずっと思い悩んでいる事件があります。非行事実や非行性も、それほどのものではなかったものの、家庭環境に憂慮すべきものがあり、少年院送致とした事例です。少年院送致ではなく試験観察とすべきではなかったか。「私が、人の運命を決める様な判断をしていいのだろうか。」「少年院で悪いことを覚えてこなかったであろうか」「あの女の子は、どうしているだろうか。」「少年院に行ったということで、社会や家族から排除されることはなかっただろうか」「普通に就職できたであろうか。」「幸せな結婚生活を送っているだろうか」ということです。私の判断で、彼女の人生を捻じ曲げてしまったのではないかと、20年以上ずっとその思いを引きずっています。

7 国立市の大学通りの景観裁判。

- (1)国立市の大学通りに、高さ44メートルの高層マンションが建築されることとなり、子ども達が、桐朋学園小に通っていたことと、以前に東京弁護士会で景観のシンポジウムが開催され、私が実行委員長を務めたことがあったため、大学通りの景観問題に関わることとなりました。平成11年8月頃のことです。この問題については、去年の初め頃まで、かかっていたのですから(私自身は、そこまで関わっていませんが。)、長いものがあります。当時は、3番目の子どもは、まだ幼稚園でしたが、いまは大学生になっています。私自身は、あつという間でしたが、子ども達の成長をみると、長い期間が感じられます。この大学通りを巡る裁判は、色々ありました。景観裁判、業者が国立市に対して4億円を求めた損害賠償訴訟、自民党議員が地区計画に対して賛意請求した議員に対して提起した損害賠償請求訴訟がありました。

- (2)この景観裁判については、「景観利益」が最高裁によって認められたもことが唯一の成果です。撤去については、地方裁判所段階では、一部認められたものの、結局は認められず、国立市に対する損害賠償請求が一部認められたことも、納得がいきません。東京高裁の事実認定にも納得がいきませんし、建築基準法の解釈も納得がいけない。マスコミの報道にも不満がありますし、国立市の議会の対応にも、釈然としないものがありました。

- (3)JR国立駅南口を出ると、駅前のロータリーから南に向けて幅員44mの広いいわゆる「大学通り」(江戸街道までの1.2km)があります。大学通りでは、桜や銀杏並木があり、周囲の建築物とも調和して美しい大通りとなっていました。そこに、高さ44mの高層マンションが、建築されることとなったのです。

(4)国立市のまちづくり

「まちづくり」に熱心であればあるほど、それを阻害する者が現れた場合には、その衝突は、激しいものになります。国立の事例では、「激突」などと表現されました。まちの始まり自体、ドイツの学園都市を真似たものである他、歩道橋裁判や、特筆すべき1種住専運動がありました。

- (5)景観裁判の争点は3点ありました。①、景観の権利性。②、建築基準法3条2項の問題。③、その他です。

8 弁護士とプロボノ活動

プロボノとは、各分野の専門家が、職業上もっている知識・スキルや経験を生かして社会貢献をする活動全般を意味します。弁護士も法律分野の専門家として無料法律相談やその他のボランティア活動を行なっています。

【アース法律事務所所長、東京都公害審査会委員、東京簡易裁判所調停委員、杉並警察署協議会(会長)】

例会日 毎週火曜日 12:30~13:30

例会場 ハイアットリージェンシー東京

会長 牧野 光洋 副会長 富永 英久

幹事 萱森 由美 会報員長 花形 明利

事務局 〒166-0004

東京都杉並区阿佐ヶ谷南 1-34-6 新東京会館

TEL(03)3312-4959 FAX(03)3312-4958

E-mail: info@tokyocentralpark-rc.com

<http://www.tokyocentralpark-rc.com/>